

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

【個別項目：IT 実装支援】

当社は、取引先の業務効率化と生産性向上を支援するため、電子契約の導入支援およびクラウド文書管理の活用支援を重点的に実施します。

- ・ 電子契約サービス利用方法・運用の共有
- ・ 契約締結プロセスの標準化・迅速化の支援
- ・ 文書の電子化およびクラウド保管の方法に関する助言
- ・ バージョン管理・アクセス権管理などの基本設計の支援
- ・ BCP 強化につながる文書バックアップ体制の構築支援

これらを通じて、サプライチェーン全体のデジタル化と業務効率化を推進します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のはばかに積極的に取り組みます。

※「中小受託取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図る」

3. 【その他（任意記載）：価格転嫁の方針】

当社は、原材料費・エネルギー費・労務費等の上昇に対し、取引先と必要に応じて隨時協議を行い、適切な価格転嫁を実施する方針です。

- ・ 取引先からの価格交渉要請には誠実に対応し、理由を丁寧に確認したうえで協議
- ・ 労務費上昇分については、可能な限り全額転嫁を目指す
- ・ 一方的な値下げ要請は行わない
- ・ 価格決定プロセスの透明性を確保し、サプライチェーン全体に適切な情報が行き渡るよう努める

2026 年 1 月 1 日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社不動工業

代表取締役 依里忠徳

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。